

6歳女児死亡事例について

1 事例概要

神奈川県警の捜査により、6歳女児（以下、「本児」）が平成24年7月22日頃、横浜市内の雑木林に遺体遺棄されていたことが判明しました。

実母と内夫は死体遺棄の疑いで逮捕されました。妹と弟は茨城県の児童相談所で一時保護されています。

2 世帯構成

実母（30歳）、本児（長女、当時6歳）、妹（二女、4歳）、弟（長男、0歳）

※ 事例発生当時は、実母、内夫、本児、妹の4人世帯

3 経過

（平成23年6月2日 松戸市に、実母、本児、妹の住民票を異動）

（平成24年4月12日 秦野市に、実母、本児、妹の住民票を異動）

平成24年6月頃～11月頃

横浜市内で、母子、内夫で生活していた。

7月3日(火) 南警察署が、近隣住民から泣き声に関する110番通報により区内の自宅を訪問。妹に対するネグレクト及び心理的虐待のおそれがあると認めた。本児については目視確認したが、虐待は確認できなかった。

7月5日(木) 中央児童相談所（以下、「児童相談所」）が、南警察署から妹の「児童通告書」を受理。家族構成を把握。

7月6日(金) 児童相談所が内夫及び実母と電話（携帯）。訪問を約束。日程は後日調整。前住地は秦野市であることを聴取。本市に住民票がないことを確認。

同日 児童相談所が南区役所（以下、「区役所」）に電話。情報提供。同行訪問を依頼。

7月9日(月) 児童相談所が秦野市役所（子育て担当）に電話。前住地は松戸市で、秦野市には4月12日に転入していたことがわかった。

同日 児童相談所が内夫及び実母と電話（携帯）。7月13日の訪問を約束。

7月13日(金) 児童相談所と区役所が、家庭訪問。実母、妹が在宅しており、面談。本児は内夫と外出中とのこと。妹の安全確認を行うとともに、実母や家族の生活歴などを聞き取った。住民票の異動及び本児の転校手続きが未了であることを確認し、手続きするよう促した。約1時間滞在。

訪問では、妹に著しく不衛生な様子や成長不良など、その場で強制的介入を要するような、明らかに心配な点は確認できなかったが、幼児がいる割には生活用品が少ないなど気になる点があり、慎重な調査を継続する必要は感じられた。

- 7月17日(火) 児童相談所が、実母が子育てをしていた茨城県の自治体に電話。本児と妹の乳幼児健康診査の受診状況を確認したところ、自治体を実施する乳幼児健康診査は未受診だが、実母からは「民間病院で健診を受診している」と聞き取ったとのこと。
- 7月18日(水) 児童相談所が区役所から電話を受けた。対応を打合せ。双方が連携し、本児の目視確認を目指すことを確認。
- 7月19日(木) 区役所が実母へ電話(携帯)。住民票の異動及び本児の転校手続を再度促した。
同日 区役所が転入予定の横浜市内の小学校へ情報提供。
(7月22日頃 本児の遺体遺棄)
- 7月24日(火) 児童相談所が家庭訪問したが不在。
同日 秦野市役所(学事担当)、松戸市役所(学事担当)からの情報収集により、本児が両市において未就学であることを確認。
同日 児童相談所が実母に電話(携帯)したが、つながらず。留守番電話に連絡がほしい旨の伝言を残した。
- 7月25日(水) 児童相談所が実母に電話(携帯)したが、つながらず、呼び出し音のみ。
同日 児童相談所が秦野市役所(学事担当)に電話。秦野市役所が、就学手続を促す手紙を7月18日に実母に発送したことがわかった。
- 7月26日(木) 児童相談所が、本児が転入する予定の横浜市内の小学校に電話。情報共有。
- 7月31日(火) 児童相談所が援助方針会議を実施し、本児及び妹を被虐待児として認定。虐待者：実母、ランク：B(中度)、虐待の種別：ネグレクト。就学手続を支援、一時保護も視野に入れて対応し、継続指導とすることを決定。
同日 児童相談所が区役所、南警察署に電話。本児が未就学であり、目視確認できていないことを情報提供、今後の連携を依頼。
同日 児童相談所が、本児の就学状況と所在確認のため内夫に電話(携帯)。(内夫は終始穏やかな口調で、転入手続は未了であり本児は茨城県の親戚宅にいると話した。)
- 8月6日(月) 区役所が実母に電話(携帯)。お盆の頃に転居予定とのこと。転居先を尋ねたが回答を得られなかった。(実母は少し攻撃的な口調で「答える必要があるのか」と話した。)
- 8月8日(水) 児童相談所が実母から電話を受けた。「実母と妹は茨城県に、本児は千葉県の親戚宅にいる。茨城県内で本児の就学手続を相談中。内夫も一緒に茨城県の曾祖母宅に転居予定」とのこと。南区の自宅に戻った後の8月17日に家庭訪問するこ

- とを約束。
- 8月15日(水) 児童相談所が実母から電話を受けた。「風邪をひいた」との実母からの申し出により、家庭訪問の日程を8月20日に変更。
- 8月16日(木) 区役所で在宅支援進行管理会議を実施。児童相談所、区役所が支援方針を確認。本児の目視確認と就学手続を当面の課題とした。
- 8月20日(月) 児童相談所が実母から電話を受けた。「千葉県の親戚宅に滞在している」との実母からの申し出により、家庭訪問の日程を8月23日に変更。
- 8月23日(木) 児童相談所が実母から電話を受けた。「滞在が延びている」との実母からの申し出により、家庭訪問の日程を8月28日に変更。
- 8月28日(火) 児童相談所が家庭訪問したが、不在。メモを残した。
- 同日 児童相談所が実母から電話を受けた。「訪問日時を翌日と誤認していた」、「妊娠5か月で茨城県内のA病院を受診している」と聞き取った。8月30日に家庭訪問することを約束。
- 8月30日(木) 児童相談所が家庭訪問。実母と妹のみ在宅。本児は「まだ千葉県の親戚宅にいる」とのこと。
- 9月3日(月) 児童相談所が実母から電話を受けた。実母から、内夫との不仲、中絶などについての相談があった。
- 9月6日(木)～9月21日(金)
- 児童相談所は、中絶の手術に関して実母から聞き取った茨城県内のA病院とB病院に受診状況を電話で確認したが、いずれも受診歴はなかった。A病院の近隣のC病院にも確認したが、受診歴はなかった。
- 児童相談所は、実母と電話ができる関係を維持しつつ、接触のタイミングを計り、本児の安否確認と今後の支援を目指す関わりを継続していた。
- 10月1日(月) 児童相談所が実母から電話を受けた。「9月24日に中絶手術をした。5日間入院。死産扱いで火葬した。死亡診断書がある。秦野市役所に10月9日に死亡届の手続に行く予定。その時に転居手続を予定」とのこと。児童相談所が実母に対し、「A病院において実母の受診の事実がないことを、A病院に確認した」と伝えると、実母は「病院職員が知り合いで口止めしてあった」と話した。
- 同日 児童相談所が秦野市役所(学事担当)に電話。秦野市としては、手紙が宛先不明で戻ってきたため居住実態がないと判断し、就学勧奨を終了したとのこと。実母が10月9日に秦野市役所に行く予定との情報を伝え、異動先などの情報提供を依頼した。
- 10月12日(金) 児童相談所が秦野市役所(学事担当)に電話。10月9日に来所がなかったこと及び住民票の転出届はされていないことを確認。

- 10月12日(金) 児童相談所が区役所と家庭訪問したが不在。電気メーターが動いておらず、大家の話によると、「解約はされていないが家財道具が運び出されたと聞いている」とのこと。
- 10月23日(火) 児童相談所が実母に電話(携帯)したが、つながらず。
- 10月25日(木) 児童相談所が実母に電話(携帯)したが、つながらず。その後、児童相談所が実母から電話を受けた。「多忙のため後日電話する」とのこと。
- 10月29日(月) 児童相談所が実母から電話を受けた。「横浜市鶴見区に転居予定」とのこと。
- 11月7日(水) 区役所が家庭訪問。電気メーターが止まり、郵便受けにガムテープが貼られており、住んでいる様子が見えなかった。
- 11月15日(木) 区役所で在宅支援進行管理会議を実施。区役所と児童相談所とが双方で、居住実態がなく、転居したことを確認した。
- 11月21日(水) 児童相談所が実母に電話(携帯)。「現在はまだ茨城にいる。来月には横浜で新居を借りるつもり。本児も登校を楽しみにしている」と話した。
- 11月22日(木) 児童相談所が実母から電話を受けた。携帯電話の番号が変わったとの連絡。
- 12月11日(火) 児童相談所が茨城県の自治体に電話。本児の安否が確認できないこと、実母の話の信憑性が低いこと、これまでの対応の経緯を情報提供。実母が立ち寄る可能性がある同県の曾祖母宅へ訪問し、本児の安否確認、また本児がいない場合は本児の生活状況について曾祖母から聴取してもらうことを依頼。
- 12月19日(水) 児童相談所が実母から電話を受けた。茨城県の自治体職員が曾祖母宅を家庭訪問したことに対する抗議。
- 同日 児童相談所が茨城県の自治体から電話で報告を受けた。12月18日に茨城県の自治体の職員が曾祖母宅を家庭訪問したところ、曾祖母のみ在宅。本児についての情報はなし。実母が時折曾祖母宅に来ていることを聴取したとのこと。また、茨城県の自治体に実母から抗議の電話があったとのこと。
- 12月21日(金) 児童相談所が秦野市役所(子育て担当)から電話を受けた。実母が12月7日に妊娠届を秦野市役所に提出した。その際、秦野市役所(子育て担当)では「7歳の本児が未就学であることがわかった」とのこと。児童相談所はこれまでの情報を提供した。
- 12月28日(金) 児童相談所が実母から電話を受けた。「曾祖母宅や役所を調査することはやめてほしい」との抗議を受けた。
- 平成25年
- 1月4日(金) 児童相談所が秦野市役所(子育て担当)に電話。直近の状況を確認。「実母は12月25日に茨城県内の病院を受診予定と聞いていたが、予約はなかった。出産予

定日は1月7日」とのこと。

- 1月4日(金) 児童相談所が実母に電話(携帯)。「曾祖母宅におり、子ども2人は元気。就学手続は転居後行う」と話した。
- 同日 児童相談所が秦野市役所(子育て担当)に再度電話。実母は虚偽の発言が多く、茨城県の医療機関数か所に確認したが、受診歴が確認できなかったこと等を報告。
- 1月9日(水) 児童相談所が秦野市役所(子育て担当)に電話。実母が出産したかどうかの情報を確認したが、「いまだに情報はない」とのこと。
- 1月18日(金) 児童相談所が実母に電話(携帯)したが、つながらず。その後、児童相談所が実母から電話を受けた。「松戸市に一週間前に転居した。詳細住所は覚えていない。本児のことは小学校に相談する」とのことであった。まずは実母と直接会い、本児の安否確認をするため、「児童相談所が手続等を手伝いたい」と伝えた。
- 同日 児童相談所が秦野市役所(子育て担当)に電話。直近の状況を報告。秦野市役所では出産の情報はなく、松戸市にいるという情報もないとのこと。
- 1月22日(火) 児童相談所が秦野市役所(子育て担当)から電話を受けた。「実母が1月12日に船橋市内のD病院で弟を出産し、1月21日秦野市役所に出生届を提出した。実母は疲れたと訴え、本児の就学手続は行わずに帰った」とのことだった。なお、D病院から連絡を受けた船橋市職員が、1月21日に実母が届け出た住所地に家庭訪問したところ、実母が新たに知り合った男性宅だった。男性の母親から「本児は心臓病で昨年亡くなったと聞いた」とのこと。
- 同日 児童相談所が援助方針会議において緊急の協議を実施。警察への相談等により、引き続き、本児の安否確認をめざす方針とした。
- 同日 児童相談所が厚木児童相談所から電話を受けた。「実母が船橋市内の病院に予約を入れて、明日、健診を受ける予定」とのこと。
- 1月23日(水) 児童相談所が実母と接触するため、約束せずに船橋市内のD病院で待機することとしたが、実母の受診キャンセルのため、接触できなかった。
- 同日 児童相談所が、本事例に関係する土浦児童相談所、厚木児童相談所、船橋市役所、茨城県の自治体へ電話し、直近の状況を説明するとともに協力を要請。
- 1月24日(木) 児童相談所が茨城県の曾祖母に電話。曾祖母が電話に出たが、偶然来ていた実母にかわり、「曾祖母に手紙を送ったり、連絡をするのはやめてほしい。本児は松戸の友人宅にいる。1月31日に松戸市で学校手続をして、横浜の児童相談所に行く」と話した。1月31日より前に児童相談所が実母を訪問することを提案したが、頑なに断られた。

- 1月24日(木) 児童相談所が南警察署に報告。すぐに児童相談所が調査に行くべきとの助言を受けた。
- 同日 児童相談所が緊急援助方針会議を実施。児童相談所が直接曾祖母宅に向かうこと、実母が本児との面会を拒否したときには「出頭要求書」を手渡すことを決定。
- 同日 直ちに茨城県の曾祖母宅を訪問したが実母に会えなかった。曾祖母によると「本児とは1年ぐらい前に会ったきり。実母は横浜に住んでいて、本児は松戸の友達に面倒を見てもらっていると聞いている」とのこと。
- 同日 茨城県の曾祖母宅を訪問後、児童相談所が実母から二度電話を受けた。一度目は曾祖母宅訪問に対する抗議。二度目の電話で、児童相談所の指導に実母が応え、1月28日に松戸市内の小学校で会うことで合意。
- 1月28日(月) 松戸市内の小学校で実母と会うため待機したが、実母は現れなかった。
- 1月29日(火) 児童相談所は、実母、本児ともに所在が判明せず、実母との携帯電話での連絡も途切れていることから、横浜市だけで状況を把握することは困難と考え、全国的対応に切り替えていくことを検討。
- 曾祖母等の親族へ搜索願を提出するよう促すこと、及び被虐待児童が居所不明となった場合の各児童相談所の基本的な対応である「CA情報連絡システム」【※】に情報提供することを決定した。児童相談所の対応としては、新たな情報が入り次第、再調査を開始することを前提とし、現段階では継続指導を終結とする方針とした。
- 同日 南警察署に電話で、曾祖母等への搜索願提出を促す等、児童相談所の今後の対応について報告を行った。
- 【※】 居所不明となった被虐待児童及びその世帯に関する情報を、全国の児童相談所に提供しておくことで、児童を発見した児童相談所が、提供元の児童相談所から速やかに情報収集できる全国連携システム
- 2月1日(金) 児童相談所が秦野市役所(子育て担当)から電話を受けた。秦野市役所が警察に相談しているとの報告を受けた。
- 2月5日(火) 児童相談所が、曾祖母宅に簡易書留で郵便を発送。警察へ本児らの搜索願を出すことを促した。
- 2月13日(水) 児童相談所が、秦野市役所(子育て担当)から電話を受けた。実母が2月15日に、乳幼児医療証等の手続のため秦野市役所に来所予定であることから、翌14日の打合せと15日の立会いを依頼された。
- 2月14日(木) 児童相談所、厚木児童相談所、秦野市役所(子育て担当)が、2月15日の実母との接触に関する打合せを行った。厚木児童相談所から、「居住地が不明なため、今までの経過を知っている横浜市の児童相談所が主体的に動いてほしい」と要請

された。

2月14日(木) 新たに秦野市役所での実母との接触の可能性が出てきたことから、児童相談所が臨時所内会議を実施し、本児の安否が確認できるまでは継続指導とすることを確認した。

2月15日(金) 児童相談所が秦野市役所を訪問し実母との面会を試みたが、実母から「発熱した」とのキャンセルの電話があり、18日に予定を変更した。

2月18日(月) 児童相談所が秦野市役所を訪問し実母との面会を再び試みたが、実母は来ず。(キャンセルの電話あり。)

2月22日(金)～3月29日(金)

秦野市役所等の関係機関と連携し、本児の安否にかかる情報収集・交換を継続。

3月26日(火) 児童相談所が秦野警察署から「捜査関係事項照会書」を受理し、本児に関する記録を提出した。

4月1日(月) 児童相談所が神奈川県警察本部から電話を受けた。本児が発見された場合の一時保護について、本事例に関する児童相談所間の事前調整の依頼があった。

4月1日(月)～4月21日(日)

警察関係者等の関係機関と連携し、本児の安否にかかる情報収集・交換を継続。

4月21日(日) 児童相談所が神奈川県警察本部から電話を受けた。「実母と妹、弟を茨城県で保護した。妹と弟の保護について児童相談所間で調整してほしい」との依頼。児童相談所からは神奈川県警察本部に対し、本児の所在がわかり次第、報告をもらいたい旨を依頼。

同日 妹、弟を茨城県の児童相談所が一時保護。

(4月22日(月) 実母が死体遺棄容疑で逮捕された。)

(4月23日(火) 内夫が死体遺棄容疑で逮捕された。)

4 今後の対応

今後の捜査や裁判等の経過を踏まえた上で、外部有識者による検証を実施します。